

令和2年(2020年)6月25日

保護者 各位

八王子市子ども家庭部児童青少年課

令和2年(2020年)7月1日以降の学童保育所の運営について(通知)

日頃より、学童保育所の運営に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

また、令和2年(2020年)3月2日(月)からの小学校臨時休業中をはじめ、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言解除後も、学童保育所への登所自粛等に御協力をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、市立小学校・義務教育学校の教育活動の再開を踏まえ、**令和2年(2020年)7月1日(水)以降**の学童保育所の運営につきましては、平常どおりといたしますので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 開所時間

(1)平日 放課後から午後6時30分まで

※延長保育:午後6時30分から午後7時30分まで

(2)土曜日・夏季休業期間等 午前8時30分から午後6時30分まで

※延長保育:午前8時から午前8時30分、午後6時30分から午後7時30分まで

2 欠席及び保育料の取扱い

令和2年(2020年)7月を全休する場合は、前月末日までに「欠席届」及び「保育料減額免除申請書」を提出してください。また、8月を全休する場合も同様に前月末日までに手続きをしてください。該当月分の保育料を免除いたします。

なお、8月以降連続して2か月間全休する場合は、退所していただくこととなりますので、御注意ください。

※欠席届等の提出時期について、6月分までは事後提出であっても、保育料免除としておりましたが、特例措置の終了に伴い、期日までの提出をお願いいたします。

※再度入所を希望される場合は、改めて入所申請をしていただき、欠員があれば、再入所が可能となります。

3 発熱等の風邪症状が見られた場合

- (1) 土曜日・夏季休業期間等、御自宅から登所される際は、必ず検温を行ってください。また、発熱、風邪の症状がある場合は、解熱後24時間以上経過し、症状が改善傾向となるまで登所を控えてください。
- (2) 保育中に体調が悪化した場合は、早期のお迎えに来ていただいたうえで、自宅での療養・安静に努めてください。熱が下がらないようであれば、関係機関へ相談のうえ医療機関で受診してください。新型コロナウイルス感染症を発症した際は、速やかに学童保育所への御連絡をお願いいたします。

4 その他

本通知の内容は、令和2年(2020年)6月25日(木)時点のものであり、今後の社会情勢等により変更となる可能性があります。

【問い合わせ先】

子ども家庭部 児童青少年課 学童保育所担当

電話:042-620-7246 fax:042-627-7776